

宝塚市西山まちづくり協議会 会則

第1章 総則

第1条（名称・構成）

本会は、宝塚市西山まちづくり協議会(以下「本会」という)と称し、西山小学校区内に居住する住民によって構成する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、会長の定めるところに置く。

第3条（目的）

本会は、地域社会における住民相互の交流と住民主体の活動を通じて、ホタルやトンボが飛びかう自然環境を守り育て、健康で、安全、安心に暮らすことができるまちをめざして、西山小学校区の総合的なまちづくりを推進することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、自治会、自治会連合会及び各種団体と連携し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防犯、防災、道路整備の推進、交通問題の改善。
- (2) 住民相互の交流や親睦を深め、文化、教養の向上。
- (3) 自然環境の保全と生活環境の維持向上。
- (4) 住民の健康と介護の予防等福祉の増進。
- (5) 子育て支援及び青少年の健全な育成。
- (6) 西山小学校区まちづくり計画の実現。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 評議委員、評議委員総会および運営委員会

第5条（評議委員）

本会に、西山小学校区内の自治会から選出された評議委員を置く。（評議委員の自治会毎の定数及びその算出根拠は別表1のとおり）

2 評議委員の互選により評議委員長1名、副委員長若干名を選任する。

第6条（総会）

本会の議決機関として評議委員全員による評議委員総会(以下単に総会という)を置く。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、本会の会長が必要と認めた場合、または評議委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 運営委員会で立案された事業計画及び予算、事業報告及び決算を承認する。

- (2) 運営委員会の推薦に基づき、本会の会長、副会長、庶務、会計、会計監査を選任する。
 - (3) 会則の制定及び改廃を承認する。
 - (4) その他、本会に関する重要な事項を決定する。
- 4 総会の議長は、評議委員会委員長が務める。

第7条（評議委員長、副委員長の任務）

評議委員長は、必要に応じ評議委員会を招集し、議長となる。

- 2 評議委員副委員長は、委員長を補佐し、委員長に差し支えがあるときはその任務を代行する。

第8条（本会の役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 庶務 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 会計監査 2名

- 2 本会の会長、副会長、庶務、会計、会計監査（以下総称して役員という）は評議委員を兼務することができない。

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会を招集する。また、対外的会議に出席する。
- (2) 会長は、運営委員会から活動の報告を受け、必要な指示を行う。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えがあるときはその仕事を代行する。
- (4) 庶務は、評議委員会、運営委員会の書記を担当するとともに、本会の事務を担当する。
- (5) 会計は、本会の運営及び活動にともなう経理を担当する。
- (6) 会計監査は、本会の会計監査の事務を担当する。

第10条（運営委員会）

運営委員会は、本会の執行機関であり、西山小学校区内の自治会及び各種団体から選出された運営委員によって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第11条（運営委員会の役割）

運営委員会は、総会において決定された事業計画に関する基本方針に基づき、次の事項を協議し実行する。

- (1) 本会の事業全般について、実行計画を策定し、それに則った活動を遂行する。
- (2) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他本会の運営や活動に関する重要事項等を総

会に提出し承認を受ける。

(3)地域住民に対し適宜有用な情報を提供する。

2 運営委員会はその活動状況を会長に報告しなければならない。

第12条（運営委員会委員長・副委員長）

運営委員会には、運営委員の互選により委員長1名と副委員長若干名を置く。

2 委員長、副委員長は、評議委員を兼務することはできない。

3 委員長は、運営委員会を招集し、議長となり、運営委員会の会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に差し支えあるときはその任務を代行する。

第13条（評議委員、役員等の任期）

評議委員、役員、運営委員会委員長、同副委員長の任期は、何れも満1年とする。ただし、再任を妨げない。

欠員により選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（会議の招集）

会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めたときに開催する。ただし構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

第15条（定足数）

会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数によって議決することができる。賛否同数の場合は、議長に委ねる。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。受任者の特定がないときは、議長に委任したものとみなす。

第16条（顧問）

役員の外に顧問を置くことができる。顧問は、会長の相談と諮問に応ずるものとし、会長が委嘱するものとする。

第3章 会計

第17条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

第18条（経費の支弁）

本会の活動は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 宝塚市、兵庫県などからの補助金等

(2) 事業活動による収益金

(3) 寄付金、協賛金

(4) その他の収入

第4章 雑則

第19条（細則）

会長は、この会則の運用に関する細則を制定し改廃することができる。

付則2

この会則改正は、平成23年5月28日から施行する。

別表1

自治会名	評議委員数
宝南自治会	6名
宝梅自治会	3名
千種ヶ丘自治会	4名
千種自治会	3名
逆瀬川ハイツ自治会	3名
パレ逆瀬川自治会	2名
逆瀬川団地自治会	2名
コモンステージ逆瀬川自治会	3名

なお、各自治会から選任される評議委員の員数の目安は当該自治会世帯数（但し、宝南自治会及び宝梅自治会員の内、宝塚第一小学校区内の世帯を除く）により、下記のとおりとする。ただし、評議委員の定数の上限は30名とし、これを超えることとなる場合は、会則改正の手続きにより、基準を変更する。

1000世帯以上	6名
750～999世帯	5名
500～749世帯	4名
100～499世帯	3名
99世帯以下	2名